

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目次

◇告 示 字の区域の変更等(市町村振興課)
字の区域の変更(〃)
土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第三百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る天神野地区第八工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生じる。

平成九年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成六年十月三日現在の地番による。)

黒見字上谷田

黒見字上谷田のうち四七三の三以外の区域

黒見字輪牛

黒見字輪牛の全域

三江字王子野

三江字王子野八三九の四、八三九の五、八五七の二の一部、八五七の五の一部、八五七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
三江字王子野のうち八三九の四、八三九の五、八五七の二から八五七の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三江字人谷峯

三江字王子野八五七の二の一部、八五七の三、八五七の四、八五七の五の一部、八五七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
三江字人谷峯のうち八五八の六、八五九の一、八五九の二、八六〇の一、八六一、八六二の一から八六二の四まで、八六五の四の一部、八六六の三、八六六の四の一部、八六六の五の一部、八六八の二の一部、八六六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

三江字三角野

三江字上谷田四の一部、五の二の一部、六の一及びこれらと一体をなす国有地
三江字下谷田の全域
三江字人谷峯八五八の六、八五九の一、八五九の二、八六〇の一、八六一、八六二の一から八六二の四まで、八六五の四の一部、八六六の三、八六六の四の一部、八六六の五の一部、八六八の二の一部、八六八の四及びこれらと一体をなす国有地
三江字三角野のうち九三二の一の一部、九八八の二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三江字向野九九二、九九三の七から九九三の九まで、一〇〇四の四の一部、一〇〇四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
三江字清水ノ上一〇三九の二の一部、一〇四〇から一〇四五までの一部、一〇四六の二の一部、一〇四六の二の一部、一〇四七の一部

<p>三 江 字 向 野</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地 黒見字上谷田四七三の三 三 江 字 上 谷 田 一 から 三 まで、 四 の 一 の 一 部、 四 の 二、 五 の 一、 五 の 二 の 一 部、 五 の 三 から 五 の 五 まで 及び これ ら と 一 体 を な す 国 有 地 三 江 字 三 角 野 九 三 一 の 一 の 一 部、 九 八 八 の 二 〇 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 三 江 字 向 野 の う ち 九 九 二、 九 九 三 の 七 から 九 九 三 の 九 まで、 一 〇 〇 四 の 四 の 一 部、 一 〇 〇 四 の 六 の 一 部 こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域 三 江 字 清 水 ノ 上 一 〇 二 二 の 二、 一 〇 二 二 の 三、 一 〇 二 七 の 一 から 一 〇 二 七 の 九 まで、 一 〇 二 七 の 一 一 から 一 〇 二 七 の 一 三 まで、 一 〇 二 八 の 一 から 一 〇 二 八 の 五 まで、 一 〇 二 九、 一 〇 三 〇 の 一、 一 〇 三 〇 の 二、 一 〇 三 一 から 一 〇 三 四 まで、 一 〇 三 五 の 一 から 一 〇 三 五 の 七 まで、 一 〇 三 六 から 一 〇 三 八 まで、 一 〇 三 九 の 一、 一 〇 三 九 の 二 の 一 部、 一 〇 四 〇 から 一 〇 四 五 ま で の 一 部、 一 〇 四 六 の 一 の 一 部、 一 〇 四 六 の 二 の 一 部、 一 〇 四 七 の 一 部、 一 〇 四 八、 一 〇 五 〇 の 一、 一 〇 五 〇 の 二 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 三 江 字 中 峯 一 〇 六 五 の 一 一 から 一 〇 六 五 の 一 五 まで、 一 〇 六 六 の 五、 一 〇 六 六 の 六、 一 〇 六 七 の 四 から 一 〇 六 七 の 八 まで、 一 〇 六 八 の 二、 一 〇 六 八 の 三、 一 〇 六 九 の 四 から 一 〇 六 九 の 七 まで、 一 〇 七 〇 の 三、 一 〇 七 〇 の 四 三 江 字 天 王 一 〇 七 七 の 四、 一 〇 七 七 の 五</br></br></br></br></p>
<p>三 江 字 清 水 ノ 上</p>	<p>三 江 字 清 水 ノ 上 の う ち 一 〇 二 二 の 二、 一 〇 二 二 の 三、 一 〇 二 七 の 一 から 一 〇 二 七 の 九 まで、 一 〇 二 七 の 一 一 から 一 〇 二 七 の 一 三 まで、 一 〇 二 八 の 一 から 一 〇 二 八 の 五 まで、 一 〇 二 九、 一 〇 三 〇 の 一、 一 〇 三 〇 の 二、 一 〇 三 一 から 一 〇 三 四 まで、 一 〇 三 五 の 一 から 一 〇 三</br></br></br></p>

<p>三 江 字 中 峯</p>	<p>五 の 七 ま で、 一 〇 三 六 か ら 一 〇 三 八 ま で、 一 〇 三 九 の 一、 一 〇 三 九 の 二、 一 〇 四 〇 か ら 一 〇 四 五 ま で、 一 〇 四 六 の 一、 一 〇 四 六 の 二、 一 〇 四 七、 一 〇 四 八、 一 〇 五 〇 の 一、 一 〇 五 〇 の 二 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域</p>
<p>三 江 字 天 王</p>	<p>三 江 字 天 王 の う ち 一 〇 七 七 の 四、 一 〇 七 七 の 五 以 外 の 区 域</p>
<p>廢止する字の名称</p>	<p>三 江 字 上 谷 田、 三 江 字 下 谷 田</p>

鳥取県告示第百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条の規定による県営土地改良事業に係る南大山地区第二工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成八年十月一日現在の地番による。）
大字貝田字横路林	大字貝田字横路林のうち四六一の二の一部、四六一の二の一部、四六一の二の一部、四六三の二の一部以外の区域
大字貝田字下モ 塔田	大字貝田字下モ塔田のうち五六〇の二、五六〇の三の一部、五六一の三の一部、五六九の二の一部、五七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字貝田字下モ 塔田	大字貝田字上貝市五九四の二の一部、五九四の三、五九四の四から五九四の六までの一部、五九五の二、五九五の三、五九五の四から五九六の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字上 小林六八六の一	大字貝田字上小林六八六の一
大字貝田字下モ 塔田五六九の一の一部、五七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字下モ塔田五六九の一の一部、五七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字塔田のうち五八二の二の一部、五八三、五八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字貝田字塔田のうち五八二の二の一部、五八三、五八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字貝田字上貝市五八九の二の一部、五八九の三、五八九の四の一部、五九〇の二、五九〇の三、五九一の二から五九一の三まで、五九二の二から五九二の三まで、五九三の一部、五九四の四から五九四の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字上貝市五八九の二の一部、五八九の三、五八九の四の一部、五九〇の二、五九〇の三、五九一の二から五九一の三まで、五九二の二から五九二の三まで、五九三の一部、五九四の四から五九四の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字外貝市六四九の二の一部、六四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字外貝市六四九の二の一部、六四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字上貝市のうち五八九の二から五八九の四まで、五九〇の二、六四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字上貝市のうち五八九の二から五八九の四まで、五九〇の二、六四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字貝田字宮ノ上	一から五九〇の三まで、五九一の二から五九一の三まで、五九二の二から五九二の三まで、五九三、五九四の二から五九四の六まで、五九五の二から五九五の三まで、五九六の二から五九六の三まで、五九七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五九七と一体をなす国有地以外の区域
大字貝田字宮ノ下 塔田五六〇の二、五六〇の三の一部、五六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字下モ塔田五六〇の二、五六〇の三の一部、五六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字上貝市五九五の二の一部、五九六の二から五九六の三まで、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九七と一体をなす国有地の一部	大字貝田字上貝市五九五の二の一部、五九六の二から五九六の三まで、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九七と一体をなす国有地の一部
大字貝田字宮ノ上のうち六〇四から六〇七までの一部及び六〇七と一体をなす国有地以外の区域	大字貝田字宮ノ上のうち六〇四から六〇七までの一部及び六〇七と一体をなす国有地以外の区域
大字貝田字横路林四六一の二の一部、四六二の一部、四六三の一部、四六三の二の一部	大字貝田字横路林四六一の二の一部、四六二の一部、四六三の一部、四六三の二の一部
大字貝田字上貝市五八九の二の一部、五八九の三、五八九の四の一部、五九〇の二の一部、五九三の一部、五九四の二の一部、五九四の四の一部、五九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字上貝市五八九の二の一部、五八九の三、五八九の四の一部、五九〇の二の一部、五九三の一部、五九四の二の一部、五九四の四の一部、五九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字宮ノ上六〇四から六〇七までの一部及び六〇七と一体をなす国有地の一部	大字貝田字宮ノ上六〇四から六〇七までの一部及び六〇七と一体をなす国有地の一部
大字貝田字小佛坂の全域	大字貝田字小佛坂の全域
大字貝田字上ノ口六二九の一部、六三六一の二の一部、六三七の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字上ノ口六二九の一部、六三六一の二の一部、六三七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字外貝市四四八の二の一部、六四八の三の一部、六四九の二、六四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字外貝市四四八の二の一部、六四八の三の一部、六四九の二、六四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字貝田字上ノ口

大字貝田字横路林四六一の二の一部、四六一の二の一部
大字貝田字上ノ口のうち六二九の一部、六三六の二の一部、六三七
の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字貝田字外貝市六四八の二の一部、六四八の三の一部、六五一の
一の一部、六五一の二の一部、六五二の一部、六五五の二から六五
五の四までの一部、六五五の六の一部、六五五の八の一部及びこれ
らと一体をなす国有地

大字貝田字外貝市

大字貝田字上貝市五八九の二の一部
大字貝田字上貝市五八九の二の一部
大字貝田字外貝市のうち六四八の二の一部、六四八の三の一部、六
四九の一部、六四九の二、六四九の三の一部、六五一の二の一部、六
五二の二の一部、六五二の一部、六五五の二から六五五の四まで
の一部、六五五の六の一部、六五五の八の一部及びこれらと一体を
なす国有地以外の区域

大字貝田字上小林

大字貝田字上小林のうち六八六の一以外の区域

鳥取県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、
県営土地改良事業に係る天神野地区第八工区の換地処分を行ったので、同条第十項にお
いて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、

県営土地改良事業に係る南大山地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項にお
いて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次